

上北山村競争入札参加資格審査（平成 30 年度・31 年度分）

申請要領（森林整備）

平成 30・31 に年度に上北山村が発注する森林整備の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札（見積）をいう。以下同じ）に参加を希望する方は、下記の事項に留意の上「競争入札参加資格審査申請書（森林整備）」を提出してください。

なお、書類審査の結果、資格者は上北山村入札参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中全く入札（見積）がないことがあります。また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、留意願います。

森林整備とは、地拵え、植付け、下刈り、本数調整伐、受光伐、除伐、枝落とし等の森林施業、簡易施設（歩道、木柵工、木製土留工等）等の施行及び森林調査業務（周囲測量・プロット調査）をいう。

1. 受付対象者

この要領の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められた者とする。

2. 入札参加資格が得られない場合（欠格要件）

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格をえることができません。

- 成年被後見人や被保佐人など入札にかかる契約を締結する能力のない者、又は破産者で復権を得ない者
- 入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者
- 営業に関し、法令等による免許・許可・登録・認可等が必要とする場合においては、当該許可等を有していない者
- 申請時に、法人税（個人にあつては所得税）及び消費税若しくは地方消費税及び市町村税を滞納している者
- 上北山村内に本店又は営業所得等を有する者又は上北山村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあつては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において上北山村税及び村使用料を滞納している者
※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納しない場合を指します。
- 直前2年の事業年度において、営業実績を有さない者
- 申請時に、次のいずれかに該当する自由があると認められる者
 - ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時営業等に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等がその属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与え目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

○雇用保険、健康保険及び国民年金又は厚生年金保険のいずれかに加入していない者(各保険について法令で適用除外されている場合を除く)

○資格審査に必要とされる書類を提出しない者

○資格審査に必要とされる書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者

3. 申請場所及び問合せ先

〒639-3701

奈良県吉野郡上北山村大字河合330番地

上北山村役場 総務企画課 TEL: 07468-2-0001

FAX: 07468-3-0265

E-mail: kensetsu@vill.kamikitayma.lg.jp

4. 申請方法

持参または郵送とします。

○持参による申請の場合

不足書類の確認及び記載内容の訂正をお願いする場合がありますので申請者又は申請者に代わる者(説明できる者)が持参してください。

○郵送による申請の場合

申請書類及び本村の審査終了後、返送に使用する受付票用ハガキまたは封筒に返信先の郵便番号、住所、氏名(会社名)、担当者名を記入の上、提出してください。

(封筒の場合は必ず82円切手を貼付してください。)後日、受付票を返送します。

提出期間最終日消印(平成30年2月28日)のあるものまで有効となります。

なお、郵送の場合は必ず書留や特定記録便等の送付追跡がとれるものとし、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書してください。

5. 申請の受付期間・時間

平成30年2月1日（木）から平成30年2月28日（水）まで（ただし土・日・祝日は除く）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分（時間厳守）

※ 受付期間前の申請、または期間を過ぎた場合の申請は受付を行わず返却いたします。

6. 提出部数

1部

7. 入札参加資格の有効期限

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで

8. 提出書類

提出書類一覧表【森林整備】のとおり

8・提出書類一覧表【森林整備】

①森林整備競争入札参加資格審査申請書【森林様式1】
②使用印鑑届【森林様式2】
③印鑑証明書（コピー可）
④履行事項全部証明書（法人のみ）
⑤治山事業森林整備競争入札参加資格者登録通知書の写し（県） 〔奈良県の場合。他府県で同等のものあればその写し〕
⑥専門技術者の氏名及び資格【森林様式3】 〔県申請の写しでも可。要資格者証等の写し〕
⑦森林整備の施工実績【森林様式4】 〔県申請の写しでも可〕
⑧作業員一覧【森林様式5】 〔県申請の写しでも可。要資格者証等の写し〕
⑨営業所一覧【森林様式6】 〔県申請の写しでも可〕
⑩委任状（支店等に権限を委任する場合）
⑪納税証明書（原本） 法人・・・全ての市町村税に滞納がない証明及び代表者の全ての村税に滞納がない証明 個人・・・全ての市町村税に滞納がない証明
⑫消費税及び地方消費税に未納税額のない証明 法人・・・その3の3 個人・・・その3の2
⑬財務諸表 法人・・・賃借対照表・損益計算書・利益金処分（損失処理）計算書 個人・・・青色申告（所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し） 白色申告（所得税確定申告書の写し）
⑭誓約書【森林様式7】
⑮納税・納付確認承諾書【森林様式8】
申請書等については、ホームページよりダウンロードしてください
※⑤は県（府）の森林整備競争入札参加資格審査に申請し登録通知を受けている者に限る。⑥から⑨は県へ申請登録していない者は別様式にて提出して下さい。⑪は村内業者に限る。
上記書類の内、③・④及び⑪・⑫については、発行日から3ヶ月以内のものに限る。

※本申請書類の有効期限内に申請書類に係る記載事項等に変更等が生じた場合は、速やかにその変更届けを提出してください。